

休学者に係る第二種奨学生の募集について

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として募集します。

1. 推薦対象

(1) 推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象学年

全学年

(3) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
 - ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ・ 各基準及び審査方法等は、在学定期採用に準じます。
 - ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
 - ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は活動を行う予定のある者
 - ・ 推薦時に当該活動を行っていない場合は、通常の定期採用（二次採用を含む）に申込み、今年度中に休学し当該活動を開始する時に「休学时奨学金継続願」の手続きをすることができます。
 - ・ 申請時において既に活動が終了している者は対象外です。
 - ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
- ※ 当該要件を大学等が確認した上で推薦

2. 貸与期間

(1) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（2022年10月～2023年3月）

※ 活動開始年月が2022年9月以前であっても貸与始期は2022年10月以降となります。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 当該休学期間における貸与期間は、最大1年間です。

・ 貸与始期から1年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」の活動期間及び休学期間に基づき、日本学生支援機構が休止処理を行います。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動手続きが必要です。

※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で1年間貸与期間を延長することができます。

※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、「奨学金案内」又は日本学生支援機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. 申込方法

申込方法は「2022年度 日本学生支援機構 二次募集」と同じです。申込書類を配布期間内に学生部奨学課で受け取り申し込みをしてください。

<申込書類の配布期間> 令和4年9月12日(月)～9月22日(木)

なお、書類提出の際、必ず「休学中奨学金採用願」を提出してください。

※東大阪以外のキャンパスにつきましては、各キャンパスの奨学金担当窓口へお問い合わせください。

5. 奨学金申込みにかかる留意点

(1) 提出書類

① 「休学中奨学金採用願」

当該休学期間にボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行っている又は活動を行う予定がある学生等は、貸与を開始するため、「休学中奨学金採用願」を提出してください。

※ 推薦時にまだ当該活動を行っていない者(2023年3月までに活動を開始する者)についても、提出期限までにご提出をお願いします。

② その他の必要書類の提出

「奨学金案内」等を参照してください。

(2) スカラネットによる申込み

申込希望者向け資料

資料「≪休学中奨学金採用願≫インターネット（スカラネット）入力に関する補足」を掲載しています。

6. その他

(1) 採用関係帳票について

本奨学金の採用者については、通常の第一種奨学生や第二種奨学生として採用となった者と共に、「奨学生証」及び「返還誓約書」を送付します。

(2) 貸与奨学金の返還について

日本学生機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続きを行ってください。

以上